

されし故に、森下金屋町と呼べるならん。故に森下町の次に森下金屋町と記載したり。按ずるに、利常卿の時、金屋町の地をば出丸に命ぜられし頃、金屋町の末へ移されし故、元和二年の定書にも、森下町之末金屋町と載せたり。

○妙見小路

此の小路は金屋町より入込む小路にて、俗に妙見小路と呼べり。此の小路の裏町をば裏金屋町と云ふ。

○妙光山長久寺

法華宗也。貞享二年の由來書に云ふ。當寺開基、文祿二年(日)舊統と云僧建立仕。玉泉院殿之御祈禱所にて、元和六年御化粧田加賀郡大衆免村之内四俵三斗七升之寺地拜領被仰付、則御印頂戴所持仕、玉泉院殿逝去之後地子地与相成。然處本多安房へ被爲成御座御姫様之御母儀妙雲院殿菩提所に付、微妙公へ御姫様被仰上、慶安二年寺屋敷三百五十四歩餘之所地子御赦免拜領被仰付。とあり。右玉泉院殿の印書等寫如左。

玉泉院様へ長久寺屋しきぢし御わび事申上られ候に付て、四俵參斗九升之所御ふち被成候。その御心え可有候。

元和六年十一月十二日

小 太 夫 判

上村治部左衛門殿

從御姫様御斷に付而、日蓮宗長久寺寺屋敷三百五十四歩四尺一寸之所、地子被成御赦免候條、被爲成其意右帳面引可被申候。爲其如此候。恐々謹言。

丑六月四日

長九郎左衛門 判

前田出雲守 判

葛卷 隼人 判

熊谷久右衛門殿

宮崎太左衛門殿

右之通御老衆より被仰下之條寫進候。御屋敷三百五拾四歩四尺一寸御拜領之間、其御心得可被成候。爲其如此候。恐惶謹言。

丑六月五日

熊谷久右衛門 判

宮崎太左衛門 判

長久寺御同宿中

當寺之儀、妙雲院殿昌玄慈榮大姉様御ぼたい所に付、自清院様より微妙院様へ仰上させられ、慶安二年に居屋敷三百

五拾四歩四尺一寸の地拜領仕候ところに、今度之類火に寺しやうしつ仕候故、居屋敷さし上、かへ地にだんぎしよりやうぶんの、山内くう地にて拜領仕度奉存候。たゞいま迄の拜領地の外にうけ地仕罷在候間、此度も請地ねがひたてまつり候。以上。

金澤卯辰山法華宗

元祿三年四月十五日

長久寺日進 印判

慈 芳 院 様

右本紙于今傳來。

○妙見堂

卯辰妙見と稱し、長久寺の境内に造立せり。此の妙見堂の緣起、來歴書傳來せずといへども、予が七世祖盛昌が享保十一年に所撰述之咄隨筆に其由來を記載せり。其の傳話如左。

藩士中村新丞の娘幼少の時、左の腕に腫物出來、殊の外痛み、既に九死一生也。新丞一人の娘なれば、殊に醫術を盡すといへども其の驗なく、最早死期を待つばかり也。其の頃卯辰日蓮宗長久寺の住持は、驗者なりとて命乞の祈禱を

頼みけり。然るに命乞の祈禱は、命に代る者を立てざれば難成との事なり。新丞の家來清水六右衛門が娘、幸ひ同年齡なれば、私娘を指上可申と、安々と領掌しけり。新丞甚だ悦び、其の段長久寺へ申遣しけるに、いかなる秘法が修せられけん、新丞の娘が痛は厚紙をへくが如く本復しける處、六右衛門が娘は何心なく小立野馬坂邊に遊び居たりけるに、いづくともなく礫一つ來て、娘の左の腕にあたり、夫より大きに痛みけると甚だ難儀しけるが、終に夫が爲に落命せり。其の礫のあたりしヶ所、新丞娘の痛みけるヶ所と少しも違はずとて、人々不思議におもひけりとぞ。さて主人新丞は、彼の娘の身代りに立ちて死せし事を甚だかなしみつゝ、彼の遺骸をば則長久寺へ送りて葬禮を營み、跡念比に弔ひ、年忌々々には鄭重に法會をなさしめ、又長久寺の境内に妙見堂を創立して厚く祀り、毎年六月十五日には祭禮をなし、彼の娘の菩提の爲め執行せしめたり。乍去娘の母は、女心に夫なる六右衛門をば深く恨み、心狂亂して終に死せりとぞ。と記載せり。按ずるに右中村氏の妙見堂を創立せしは元祿以前にて、延寶の頃などにやあらんか。